

博士学位請求論文

現代紛争後社会における大量死の意味づけをめぐる「正義回復」への試みとローカル・リアリティ — 濟州 4・3 事件、沖縄戦、台湾 2・28 事件の事例から —

京都大学大学院文学研究科

高 誠晩

本論文では、濟州 4・3 事件にかかわる個人的な経験から出発した問題意識にもとづいて、現代における紛争後社会がめざす大量死 (mass killing) の意味づけという事象を、一方では被害者救済や真相糾明、そして和解実現のための「移行期」における「正義回復」への試みとして、また他方では父系血縁集団のようなローカル・コミュニティが創造・蓄積し、発揮してきた経験知の生成と実践のプロセスとして、社会学的及び人類学的研究の双方から検討することを試みる。それは、韓国の民主化以降の「過去清算」期に創り出される望ましい死者＝「4・3 犠牲者」についての成果や批判を評価しながらも、「過去清算」の政策とそのプログラムに組み込まれざるをえなかった生者たちの思いを基点として、より根源的に再検討する試みである。

さらに、濟州 4・3 事件にかかる「犠牲者化」を比較し相対化することによって、20 世紀後半の東アジアの紛争後社会における「負の過去」克服と清算をめぐるダイナミズムを描き出す試みとして、第二次大戦における沖縄戦と植民地支配解放後の台湾 2・28 事件をとりあげる。各々の「移行期」局面において、公式化された「犠牲者」は、かつての紛争を表象し死者たちを代弁し、過去との回路を媒介する主要な役割を担わされる。しかしながら、記憶の風化と紛争の体験世代の高齢化が加速していく状況で、かつての紛争がもたらした大量の死者と向き合おうとするとき、「犠牲者」とはいったい誰なのかという問いについて論争が起きることは現代日本社会や日韓・日中関係においても生じる。

それゆえ、本論文では各々の紛争後社会から得られる知見を通して、「移行期」にあたった紛争後社会において、大量の死者たちをめぐって新たに線引きを定めるシステムがいかにかに作動し、どのようなプロセスをへて「犠牲者」が創り出されてきたのか、という点を重点的に分析する。そうすることによって、「死者の犠牲者化」が孕んでいる国民国家イデオロ

ギーとそこから起因する諸問題が明らかになると考えられる。さらに、本論文は、「死者の犠牲者化」についての批判的観点を継承しながらも、単なるナショナリズム批判にとどまらない方向性についても検討を試みる。そのため、「犠牲者」を公式化するための装置である「申請主義」に着目する。修復や救済措置としての法・制度の成立と施行は、各国・各地域において異なるかたちで行われてきたが、「申請主義」という構造的な制約の中で、近親者の死を公式化し「犠牲者」という居場所に安着させるための生者たちの工夫と実践は、現代社会で共時的に現れる事象である。この試みは、日常の生の再構成と生活世界をつくり上げる行為であり、一方的に強制されたものではない。むしろ受容のなかに主体性を発揮する能動的実践であると考えられる。こうした立場から、従来の過去克服のための公的な試みについての議論の中であまり扱ってこなかった、「申請する者」という観点、すなわち紛争後を生き抜いてきた生者たちの経験知のダイナミズムが解明できると考える。

これに加えて、各々の紛争後社会の事例を相互に比較参照し相違を見いだしながら、国家の正当性に回収させようとする強制力と秩序に、時に順応し、時に抵抗しながら、自分と関わりのある死者を再定位しようとする生者たちの振る舞いを解明し、紛争後社会を生きる遺族第一世代のローカルな知と実践の潜在的可能性を掘り起こすことを試みたい。

以上の議論を踏まえて、本論文の目的は、以下の三点に集約できる。第一に、「移行期」に際し国民国家が「負の歴史」を克服するための公的な試みとして、「犠牲者」が創り出される政策的な背景及びそのプロセスを明らかにすることによって、「死者の犠牲者化」が孕んでいる国民国家イデオロギーとそれに起因する問題を批判的に考察することである。その上で第二に、近親の死者や行方不明者を公的な「犠牲者」の範疇に編入させるための「申請」行為に伴う遺族第一世代の実践を明らかにし、そのプロセスと背景にある諸々の社会的要因を解明することである。そして第三に、家族・親族集団（父系血縁集団）の中で創造・運用されてきた家系記録の記載実践から、近親者の死および行方不明の意味づけをめぐって遺族第一世代が模索してきた工夫と知恵を明らかにすることである。

第1部第1章から第4章までは、本論文において主な事例研究の対象となる済州4・3事件について述べる。まず、30余年にわたる軍事独裁政権による圧政から、民主化への移行過程において、「負の歴史」を克服するための試みの産物として望ましい死者＝「4・3犠牲者」が創り出される背景と法・政策の展開、そしてその意味を包括的に捉える。韓国の民主化以降の「過去清算」期に創り出される「4・3犠牲者」についての成果や批判を評価しながら、「過去清算」の政策とプログラムに組み込まれざるをえなかった生者たちの思いを基点として、より根源的に再検討する試みである。その上で、第2部第5章から第6章までは

済州4・3事件にかかる「犠牲者化」を比較し相対化することによって、20世紀後半の東アジアの紛争後社会における「負の過去」克服と清算をめぐるダイナミズムを描き出す試みとして、第二次大戦における沖縄戦と植民地支配解放後の台湾2・28事件をとりあげる。

まず第1部第1章では、第1部の背景となる済州4・3事件の展開過程を概説した上で、長期間にわたる抑圧的政治体制をへて民主政権への「移行期」にあたった韓国政府が事件の残した「負の遺産」を克服するための試みとして取り組む「過去清算」について説明した。その上で「過去清算」の産物として「4・3犠牲者」が創りだされるメカニズム、いわゆる「死者の犠牲者化」を「過去清算」と国民国家イデオロギーとの関係性という観点から考察した。

次に、第2章では、済州4・3事件の「過去清算」による「死者の犠牲者化」プロセスによって創り出される「4・3犠牲者」が、記念空間（済州4・3平和公園）でいかに現前化されるかを、モニュメント上の刻銘と記念館での展示を中心に考察した。そうすることによって、済州4・3平和公園をめぐる繰り広げられる「犠牲者」像の統合と排除というダイナミックな状況の解明を試みた。

第3章では、遺族第一世代が「死者の犠牲者化」プロセスに組み込むために韓国政府に申し立てた「4・3犠牲者申告書」を手がかりにして、彼/彼女たちが「過去清算」の法・制度の中で近親者の死あるいは行方不明をいかに解釈し、いかに位置づけ・意味づけてきたかについて分析した。また、この「申告書」の作成にあたって、遺族第一世代による意味付与がどのような記述戦略の工夫を通して模索されてきたかについても視野に入れた。

第4章では、遺族第一世代が属する父系血縁集団の家系記録（主に、除籍謄本と族譜、墓碑）を手がかりにして、済州4・3事件による民間人の大量死が、私的領域において生き残った親族成員＝遺族第一世代によってどのように意味づけられ表現されてきたかを明らかにした。さらに、こうした遺族第一世代による意味付与の工夫と国家権力から押しつけられる死の意味形成との間で生起する摩擦や葛藤の分析を通して、親族集団継承の危機に直面した遺族第一世代がどのように対処してその危機を乗り越えることができたのかについても考察できた。

第2部では、序章で示した問題提起を踏まえつつ、第1部での議論から得られた知見を整理し、より多角的な考察を試みるために、沖縄戦（第5章）と台湾2・28事件（第6章）の事例を中心に議論を展開したい。周知のとおり、日本帝国の統治下にあった東アジアにおいて1945年は、「解放」あるいは「光復」として認識されている。しかしながら、済州島と沖縄、台湾といった日本帝国の周縁島嶼地域の視座に立てば、日本の敗戦は、駐屯占領軍が

入れ替えられただけであり、占領は連続的なことで、新たな支配構造への編入に他ならなかった。占領状況下の統治制度は持続され、地域をとらえる軍事的視線は一貫して持続された中で、当事者たちもやはり占領経験の連続線上で紛争、より具体期には、村落の破壊や近親者の大量死を認知してきたのである。

植民地体制から冷戦体制への移行期において、濟州島と同様に沖縄と台湾もやはり占領駐屯軍が日本軍からアメリカ軍に、あるいは中国大陆からの国民党軍（外省人）に変わったが、駐屯占領軍による人民統治のシステムは不変であった。このシステム下において、島嶼地域の住民たちの自治的な意思表示や脱植民地化の動きは制約され、監視の対象とされ、最終的に諸紛争に巻き込まれ夥しい人命損失と人権蹂躪、共同体の分裂につながった。その過程で、地方あるいは辺境（島嶼）に対する中央（陸地、本土、大陸）の差別的な視線にもとづく「討伐」「鎮圧」「玉砕」という同一化と排除の論理が現前化し、植民地支配による搾取空間はさらに戦場から戦場へ、あるいは戦場から大量虐殺の場への空間の変容が強制された。また、それだけではなく、この三つの地域は、高い軍事的緊張が持続しているにもかかわらず、「破壊された共同体の修復と再創造、和解と共生への試み」という側面において世界の紛争後社会の注目を集める前例となってきた。しかし一方では、国家による記憶操作とそれに対する対抗記憶の形成の狭間で、当事者たちさえ自己の経験と記憶が曖昧になってしまう状況が続いている。それゆえ、紛争と大量死の集合的記憶をめぐる「紛争後社会での新しい紛争誘発の可能性」を孕んでおり、人文社会科学の研究対象として重要な意味を持っているといえる。

第5章では、第1部第3章における「国への『申請書』の申し立て」をめぐる議論を拡張展開する試みとして、沖縄戦の「戦後処理」として戦傷病者戦没者遺族等援護法にもとづいた「戦闘参加者についての申立書」を手がかりにして、「一般住民」の戦死者を「戦没者」として国家の枠組みに回収し意味づける過程を検証した。その上で、国家が主導するこうした圧倒的に強大な側面とは別の次元において、これらの死が生活世界のなかでいかに意味づけられてきたのか、また国家による死の意味化をいかに生活世界の論理で捉え返したのかを、遺族第一世代の工夫と実践を中心に解明した。

次に第6章では、第1部第4章における「父系血縁集団の家系記録における遺族第一世代による死の意味づけ」をめぐる議論を拡張展開する試みとして、台湾2・28事件をとりあげる。まず第一に、台湾2・28事件についての「過去清算」政策と、その産物としての「受難者」（望ましい犠牲者）が創り出される背景及びそのプロセスを、本省人と同様に事件に巻き込まれ虐殺の対象となったが、今日、台湾政府による「受難者」認定の可否をめぐる論

争になっている南西諸島出身者の事例から検証した。第二に、南西諸島出身の行方不明者の家系記録を手がかりにして、遺族第一世代が、どのように近親者が経験した悲劇とその記憶を表現し意味づけてきたかについて明らかにした。こうした父系血縁集団レベルにおいて創造・蓄積し、運用されてきた家系記録の記載実践から、日常生活の戦略と絡み合っている行方不明の意味づけをめぐる動学を解明し、歴史に描かれることのない暴力の被害者の記憶を保持し継承する民衆の生活知の可能性を展望した。

終章では、各章において展開した論点をもう一度辿り直し、総合的な議論を行った。

本論文の意義は、以下のように集約できる。まず20世紀の東アジア社会が経験した大規模で組織的な暴力現象について、その発生の構造から今日にいたるまでの法的正義・記憶・回復・和解などをめぐって蓄積されてきた研究群を精査することを通して、1) 20世紀の東アジアにおける紛争研究の新たな視点と方法を確立するとともに、2) 現代世界における大規模暴力をめぐる「真実追求」と「和解－共生の実現」のプロセスの仕組みの構築に一石を投じることができた。さらに、それとは別にローカル・コミュニティが創造・発揮してきた経験知の生成と実践を射程に入れた上で、上記の「移行期正義」のメカニズムとローカルな知との摩擦や葛藤、交渉や折衷、あるいは混和・融合のようなせめぎあいの事象についての分析を通して、紛争後社会の修復と再創造の方途を探究することができた。

本論文はまた、20世紀東アジアにおける紛争後社会研究を、これまで重点がおかれてきた「過去」「史実」の実証的検証だけではなく、現代世界で繰り返し発生し続けている大規模暴力をめぐる「真実と和解、癒し、共生」のプロセス構築に寄与し得るような独創性と実践性をともなう学術研究分野として、社会学及び人類学的な視点をもとに普遍化していくことを目指すものでもある。そうすることを通じて、紛争が終結した社会で繰り返されうる、新たな衝突や葛藤の可能性を把握し、その克服策を吟味し提示する点において、今後の東アジア社会の相互理解と相互連帯に(学術的にも実践的にも)大きな貢献をすることができるものである。第二に、本論文で検討した各々の紛争後社会の現場から得られる知見は、対象を拡大することが可能であり、アジア太平洋ならびに世界各地の紛争後社会との比較研究を通して、内戦やジェノサイドなど大規模暴力を経験した/している諸社会が修復と和解を達成することに寄与する可能性を有していると考えられる。このことを通じて、紛争後社会における和解と共生の可能性を展望し、東アジア発信の新たな「真実と和解、癒し、共生」のモデルを創出することができると考える。